

# 会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

|                  |           |   |
|------------------|-----------|---|
| 附属機関又は<br>会議体の名称 |           | 第12回 豊島区子どもの権利委員会   |
| 事務局（担当課）         |           | 子ども家庭部子ども若者課  |
| 開催日時             |           | 令和元年10月24日（木）午後1時30分～午後3時45分  |
| 開催場所             |           | 区役所本庁舎8階 807・808会議室   |
| 議 題              |           | <p>1 開 会</p> <p>2 議 事<br/>           (1) 「(仮称) 子ども・若者総合計画」の検討について<br/>           (2) 「(仮称) 子ども・若者総合計画」に関する子どもの<br/>           意見聴取について</p> <p>3 閉 会</p> |
| 公開の<br>可否        | 会 議       | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名  |
|                  | 会 議 録     | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開  |
| 出席者              | 委 員       | 荒牧重人、安恩鏡、佐賀豪、山下敏雅、岡田実、滝上俊恵、平本浩実、<br>浜千加子  |
|                  | 関係理事<br>者 | 子ども家庭部長、教育部長、子育て支援課長、児童相談所設置準備担当課長、<br>保育課長、生活福祉課長、障害福祉課長、庶務課長、放課後対策課長、指導<br>課長代理、男女平等推進センター所長  |
|                  | 事 務 局     | 子ども若者課長、子ども若者課管理係長  |

# 審 議 経 過

## 【協議事項】

会 長                    本日はパブリックコメント前の貴重な会議となります。  
                              まずは事務局から説明をお願いします。

事務局                    【資料1 説明】

会 長                    まず「計画の基本理念」「基本的な考え方」「施策目標」「施策の体系」のところでご意見はございますか。

                              前回、「非行、犯罪に陥った」という言葉を検討していただきたいという意見が出たが、ここは変更なしですか。

事務局                    前回ご意見をいただいたので、ほかの自治体の事例も調べたところ、多くがこの文言を使用しており、国の「子供・若者育成支援推進大綱」においても、この文言が使用されているため、「非行、犯罪に陥った」のままとしております。

会 長                    「計画の基本理念」のところで2点あります。

                              1点目、基本理念の1つ目は、子どもは今を生きる主体であることを強調する意味で、「子どもは今を生きる主体」という文言が先に来て、「次の時代を担うかけがえのない存在です」という順序が良いと思います。

                              2点目、基本理念の3つ目は、自尊感情と自己肯定感が同じような位置づけになっています。自分を尊いと思う以前に、ありのままの自分で良いという意味では、自己肯定感が先に来ると良いと思いました。

                              次の「基本的な考え方」のところで1点、(3)「子どもの権利はその年齢や発達に応じて保障されます」という文言ですが、この書き方では、「子どもの権利」は年齢や発達に応じて違うものと誤解を与えることになる。「子どもの権利」は0歳児から皆共有しており、権利の行使の際に、年齢や発達に応じて、ふさわしい形で支援を受けられるということなので、もう少し丁寧に記述していただきたいと思いました。

                              主に学校、教育について何かご意見はございますか。

委 員                    先ほど話のあった目標Ⅲ(2)「学校における子どもを主体とした環境整備」の【具体的な取組】②「意見表明や参加の促進」について、学校の中での具体的な事業や目標をどうするかを議論したほうが良いと思います。

会 長                    教職員の方が、自分たちも支援されながら学校において子どもの権利が保障されると思えること、地域全体で子どもの育ちを支援する中に学校がある、という位置づけが十分かどうか重要だと思います。

教職員の負担が増えるような計画にはしてはならないと思いますが、いかがですか。

委員 『子どもの権利』に関する学習機会の確保』のところで、リーフレットを作成して、学校の授業等で活用とあるが、どの授業で行うのか、また『子どもの権利』を学習するためのプログラムを実施』とあるが、具体的に例があるとわかりやすく、学校で実態に合わせて応用できます。学校が困らないよう、参考となるものがあるとありがたいです。

会長 恐らく、区の事業としては、活用事例集を作成し、その情報を学校に提供するという事業展開になると思います。

教育部長 学校の負担感を考えると、活用事例を作成して、それを活用するほうが受け入れやすいと思います。

庶務課長 「プログラム」というのは、学校がにつくるのではなく、子ども若者課でプログラムのパッケージを最初に何種類か用意し、それを活用してもらうことを最初の取りかかりにしたいと考えていました。

事務局 学校の中での子どもの権利の啓発について、まず、「学校の授業等」は例えば人権教育や道徳教育を想定できるのではないかと考え、「等」という言葉になっています。

また、「学習プログラム等」については、他の自治体でも権利擁護委員の授業や、護身術等の講座の中で「プログラム」「講座」という表現をしており、そのような方法で啓発をしていきたいと考えています。

委員 先生方は負担が多いので、最初の取りかかりはこちらから提示する必要があると思います。もちろんパッケージとしてまとまったものを、限られた授業数の中に組み込むことも必要ですが、権利は日々の生活の中で様々なことにかかわってくるので、例えば芸術の授業のときに、文化や芸術に触れる権利の話をする。政治や人権の歴史などを学ぶ授業で、豊島区ではこのようなことをしていると話す。学級通信の中で触れる。校長先生の挨拶の中で触れる。あるいはこれから学校の先生方が工夫されて、日常生活の中で権利の話ができるようになると、手法が蓄積され、共有されることで、先生方にとって負担がない形で、子どもたちが日常生活の中で、権利とはどのようなものか実感できるようになると思います。

会長 現状では、子どもの権利や条例、条約を知るのは、学校を通じてが多いので、目標 I (1)「子どもの権利に関する理解促進」の「方向性」のところで、学校の自主性も尊重しながら推進するという言葉を入れる、「プログラム」を具体的に説明する、活用事

例集を区の事業として実施するなど、よりふさわしい内容を検討していただきたいと  
思います。

あわせて、目標Ⅲ「子ども・若者に関する施設において充実した環境を整備する」  
の「方向性」においても、そのような趣旨をもう一度書いても良いと思います。もし、  
学校だけで乳幼児のことが入っていないということであれば、子どもに関わって支援  
をしている人たちを特に意識して支援するという方向性を入れても良いと思いました。

また、「重点事業」と「重点以外の計画事業」という分け方は好ましくないので、「重  
点事業」と「計画事業」が良いと思います。

委員

4点あります。

1点目、子どもは1日の大半を学校で過ごすため、学校の役割は大きいのですが、  
研修、講座、授業のプログラムづくり、またその検証となると、負担感だけ増えてし  
まいます。急に大きな負担が増えるよりは、少しずつ浸透していき、続けられるプロ  
グラムや取り組みを提案していただければ、教員もスムーズに受け入れられると思  
います。

2点目、このアンケートの中では、「中高生」という言葉でまとめていますが、中学  
生と高校生は、生活エリアも活動範囲も異なります。検証する場合に、豊島区の中  
学生と高校生を分けると、より詳しい実態がわかるのではないかと思います。

3点目、目標Ⅲ(2)「学校における子どもを主体とした環境整備」の【具体的な取組】  
②「子どもの主体的活動への支援の推進」という事業があり、児童会、生徒会、委員  
会、部活動が挙がっていますが、今まで子どもの意見が反映されていなかったかのよ  
うになっている点が気になります。生徒会というのは子どもたちの自治の大きなもの  
であって、学校生活を改善するための意見などを子どもたちなりに練りながら、マン  
ネリ化しないように教員も日々工夫を重ねる中で、今までは不十分であったという意  
味に捉えられるのではないかと思います。

4点目、部活動については、当然子どもが主体であるべきですが、今、部活動は、  
働き方改革やブラック部活動等の問題もあり、非常に慎重になっています。部活動の  
設立や運営が子どもの権利だとすると、子どもが主体性や自己有用感や肯定感を持  
てる時間ではありますが、そのような部分が誤解されないようにしたいと思います。

会長

具体的に文言ですぐに活かせることと、そうではない部分があると思いますが、プ  
ログラムをつくる時に意識していただければと思います。

委員

以前も発言しましたが、校則等のルールも子どもたちの意見で変えられることが伝  
わると良いと思いました。

昨今、話題になっている中学校の事例として、先生の担任制を変えたり、授業中に  
何をするか子どもたちが主体的に選んでいるというものもあります。豊島区でもそう  
いったことは考えていますか。

教育部長 同様のことを実施するのは難しいと思います。

会 長 政府は条約の 12 条の子どもの意見の尊重は、校則には及ばないという報告書を出しています。それに対して、国連子どもの権利委員会はそのようなことはないという勧告を出しています。それを踏まえて、子どもの意見表明・参加が学校に関するあらゆる分野に及ぶということが、子どもに伝わるのが重要です。

委 員 実際のヒアリングで感じたのは、子どもたちは、もう既にあるものに対しては、意見してはいけないという思い込みがあって、例えば髪ゴムの色や靴下の指定等、与えられるものに対して、疑問を持たないので、主体性が育まれていくと良いなと思います。主体性を育む基本となるのが、学校には多くあると思うので、学校で何かできないかと思いました。

会 長 広報・普及として、そういったことを実施していかなければならないと思います。事務局では漫画版リーフレットを作成するということでしたが、それは事業名として入れても良いと思います。

事務局 「漫画」という具体的な言葉は出していませんが、子どもたちに見てもらえるリーフレットを作成したいと考えています。

令和元年度は持ち歩けるカードや、チェック方式のクイズ等をつくっていき、令和2年度以降、漫画版リーフレットを作成することを検討しています。

会 長 5年間の計画なので、漫画版リーフレットを作成するのであれば、事業内容に記載して、作らなければならない状況にすると良いと思います。ほかに何かありますか。

事務局 先ほど「子どもの主体的な活動への支援の推進」のところで、現在も取り組んでいるという意見がありました。確かに現在が不十分だと感じる表現になっているので、見直したいと思っております。「子どもの主体的な活動への支援の推進」については、今後は重点事業として、より表に出していきたいと考えております。

例えば、先生方の負担にならない程度に、学校ごとの取り組みを調査し、実施していることを区全体で共有していきたいと思います。

会 長 残念ながら学習指導要領では、児童会や生徒会というのは、学校自治や子どもの意見を表明する場という位置づけになっていません。そのような意味で、豊島区は条例があり、実践をされていることは、極めて意味のあることだと思います。さらに発展させていくという観点を持っていただければと思います。

委 員 子どもの意見が反映されているかを確認する時は、先生ではなく、子どもたちに、意見を言えているか、反映されているかを聞いた方が、先生の負担感も減り、子ども

たちも自分たちの意見が学校でこう反映されていると自覚できたり、場合によっては、このようなところを聞いてくれないという意見も出てくるかもしれないと思いました。

会 長           とても重要なお意見です。実際に子どもの意見表明の参加を進めると、最初は教師たちの負担になるが、進めていくうちに、子どもたちがいろいろやってくれるようになると楽になります。そうなるための条件整備をしないと、学校の教職員がただ負担感を持ってしまうことになると思います。

委 員           その条件整備を学校が行うのも、子どもの自発性を育むのも、先生方の負担になるので、子どもに権利があることを教えるよりは、考える機会を与えることが重要だと思っています。

例えば子ども裁判を参考にして、髪ひもの色について、自由に決めて良いのか、そもそもこれが権利なのかどうかということから、裁判を通じてお互いに考えて、立場を違えて意見を言い合う中で、どうみんなで考えていくかという体験ができるようなプログラムをモデルとしてつくり、学校に提示するような形で進めていただきたいと思います。子どもの自発性を育む土壌をつくるとなると、具体的にわかりにくいので、そういった方法論まで含めてプログラムの検討をすると良いと思いました。

会 長           人権教育や広報・普及については、学校だけの問題ではありません。新たに負担をかけるというよりは、既にNPOやNGO、弁護士会等が行っている取り組みと連携していけるよう、教育委員会等で条件整備をするという意味で考えています。

庶務課長       教育委員会としては、全校一斉に始めることは難しいので、いくつかの学校をモデル校として、このような方法や取り組みがあるということを示しながら、共有して進めていきたいと思っています。

会 長           この表現では、現在取り組んでいるということがわからないので、検討していただきたいと思います。

指導課長代理   教員たちが、何を基準に子どもの権利を守っていると言えるのかわかりにくいです。学校の教員だけでなく、大人たちが子どもの権利を守っている、守っていないという基準を明確にしないと、本当に子どもの権利を守っていくことにつながらないのではないかと思います。

学校では、既に先生方は一生懸命取り組んでいるので、そのことがどう権利を守ることにつながるかを伝えていただけると、実践しやすくなると思います。

逆に、今までどのようなことをやってきたかと聞かれると、基準が曖昧でわかりにくく、負担感も増すと思うので、整理していただけるとありがたいです。

会 長 非常に重要なお話だと思います。この5年間の計画の中で、今のご意見のようなことは、問題として出てくると思います。

委 員 「子どもの権利」を守っているかの判断基準として、CAPプログラムでは、「安心・自信・自由の権利」が奪われたら、それは人権侵害だとする共通認識があります。

先日、小学校の授業で、保護者と教育職員みんなでCAPプログラムを行い、最後に「安心・自信・自由の権利」は先生方にも、保護者の方にもあるというお話がありました。このプログラムの後に、豊島区の権利条例のパンフレットを配布すると、認識が共通されてわかりやすいのではないかと感じました。

委 員 学校の先生に限らず、一般の大人は何が権利侵害か分からず、子どもの権利について子どもたちから尋ねられたらどう答えて良いか分からないと思います。学校の先生に対しての研修もありますが、研修だけでは、実際の場面にどう対応したら良いかわからないことが出てくると思いますので、例えば、先生が困ったときに権利擁護委員に相談できる体制があると、負担も減り、充実して子どもたちと向き合えると思います。事業にできるかはわかりませんが、子どもと先生の間で権利に関する対話が生まれると良いと思っています。

会 長 目標Ⅲ(3)「子ども・若者に関わる人への支援」の【具体的な取組】①「コミュニティ・スクールの導入」については、国では、子どもが位置づいていませんが、豊島区では、子どもの位置づけを行っていただきたいと思います。

もう1点、目標Ⅲ(2)「学校における子どもを主体とした環境整備」の【具体的な取組】の①「道徳教育の充実」ですが、この事業内容に記載している「学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実する」というのは、国の方針です。豊島区の場合は、人権を基にした児童・生徒の道徳性としたほうが、子どもの権利条例をつくり、人権を大切にしていることがより伝わると思いました。

指導課長代理 確かに人権はあらゆる教育活動の根幹を成す重要なものですが、道徳だけが、人権についての豊島区の特徴であるかと考えると、疑問も感じます。

委 員 ここは「子どもの権利に関する学びの支援」としての取り組みなので、「道徳教育の充実」の内容の中に、「権利」という言葉が一切入らない方が疑問に思います。

道徳教育については、その中で人権を意識した教育もされると思うので、問題ないと思っています。

会 長 豊島区の計画として、国の文章をそのまま掲載するのは好ましくないと思いました。コミュニティ・スクールについては、子どもの権利の条例に取り組んでいる自治体ですので、子どもを位置づけて、子どもの意見を何らかの形で取り入れながら運営す

ることが重要だと思います。

委員 地域が一体となって子ども・若者を支援することが挙げられていますが、実情としては子どもの情報が全く地域に届かない状況です。

少なくとも地域で守秘義務を持っている民生委員のところに情報が流れなければ、特に集合住宅で子どもが泣いていてもわからない。地域の力が支えになるのであれば、地域に情報を届けてほしいという思いがあります。

学校の児童については、学校担当として主任児童委員が配置されており、年に1回、公式に組織として学校訪問をして、主任児童委員の感じたことや学校が主任児童委員に期待することを話し合っています。そのようなことを通じて、主任児童委員は、より深く子どもたちの不登校やいじめについて、先生方から相談を受けています。

地域として民生委員・児童委員が受け皿になり得るのであれば、それを明記していただくと、民生委員・児童委員の方も、児童福祉としての自分の役割が明確になると思います。

会長 重要なお指摘だと思います。

委員 児童福祉法ができて、民生委員・児童委員という名前になりましたが、第5章「施策の推進」3「地域ネットワークの構築・関係機関との連携強化」でも民生委員と表記されており、日々、児童のことで活動している方がたくさんいらっしゃるので、携わっている方については、忸怩たる思いもあると思います。

会長 少なくとも「民生委員・児童委員」と表記するのが大前提として、今言われた趣旨をどこかに入れ込めるよう、検討させてください。

事務局 表記については、すぐに修正いたします。

地域については、今回の会議でご検討いただいていない、目標VIになるので、計画事業、または、背景や方向性として載せるのか、書き方は検討したいと思います。

委員 子どもに対する性に関する情報提供や相談や教育が、明記されていないと思いました。

現場で子どもたちと接していると、性に関する正しい情報・知識がなく、インターネットで真偽不明の情報を入手できる状態で、若年妊娠、DV被害者・加害者になってしまうこともあり、毎回、児童虐待やDVの事件を見るたびに、子どものときから性についての正しい知識を伝えていかなければならないと思っており、改めてその視点から見たときに、そこが書かれていないと思いました。

子どもの権利条例でも、命が大切にされること、平和に暮らせること、情報を得られることとあり、学校教育の中で性に関する授業はあると思いますが、区としても、



性に関する情報提供を、大人になるまでの切れ目のない支援としてできないかと思いました。

会 長           どこに入れられますか。

委 員           学校は学校で制約があって、授業の中ではできないことが現状としてあるからこそ、区として、何かできないかと思っています。中高生センタージャンプでは、ふぉー・てい一等が巡回していますか。

会 長           広報と、SOSを受けとめる相談窓口の充実が事業として展開できるかと思います。それを具体的に入れるのか、「子どもの権利」の中に含ませるのかという問題はあります。ただ、「具体的取組」に「その他配慮が必要な子ども・若者」を明示しているにも関わらず、性に関することが事業化されていないということが委員のご指摘だと思います。

委 員           具体的な事業の案としては、すぐに思い浮かびませんが、性に関することが、計画の中に入らないのは疑問があります。

会 長           区が全てを進める必要はないと思います。既に様々な取り組みを行っているNPOや団体があるので、連携しながら進めていくことも、1つの方法だと思います。

委 員           若年妊娠の調査データもあり、世界的に見ると、東アジアの他国も含めて、5歳ぐらいから性教育を始めていること、13歳で性交同意年齢が来てしまうこと等を考えると、必要だと思いました。

委 員           「にんしんSOS」では、性教育も重視されており、出前講座も実施していると思いますので、そういった地元の団体と協力して何かできると良いと思います。

「にんしんSOS」では、「望まない妊娠」という表現を絶対にせず、「予期しない妊娠」と配慮した言葉を使用しているので、人権の立場からも学べることがあります。

委 員           アンケート結果では、中高生で性のことについて悩んでいる子どもの割合が非常に少なく、なぜこのような結果になったのかということも含めて、考えなければならぬと思っています。

会 長           アンケート結果はアンケート結果として受け止め、ご意見も踏まえながら、今後も検討を重ねていきたいと思っています。

委 員           目標V(1)『状況に応じた支援』の【具体的な取組】④「ひとり親、生活困窮家庭へ

の支援」の事業として挙げられている、「フードドライブの実施」ですが、担当課が「ごみ減量推進課」で、「区内で余った食品を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける」と言うと、他の家庭等で廃棄されたごみ処理の一環だと捉えられないかという危惧があるので、配慮していただきたいと思いました。

また、別の事業で、「就労意欲喚起事業」とあるが、もう少し配慮した言葉や方法がないかと思います。

会 長 社会福祉協議会を管轄しているのは何課ですか。

事務局 福祉総務課です。

会 長 並べて、ごみ減量推進課だけにしないという方法もあります。

事務局 社会福祉協議会も様々な事業を行っているので、「社会福祉協議会」を持ってきてても良いと思いました。

また、先ほどの若者の性に関する部分の補足です。

本日、お示ししていない目標Ⅳ『若者の自立と社会参加を支援する』(1)「若者の自立支援」の中で、「健康づくりへの支援」という項目を設けております。そこで、計画事業として、「40歳未満の若年者向け健康事業」「AIDS知ろう館」「ふぉー・ていの取り組み」等を計画事業として、掲載しております。

会 長 目標Ⅰ(1)「子どもの権利に関する理解促進」のところは、文字がある程度読める世代を中心としています。豊島区では、ブックスタートや、保健所の講座もあるので、「子どもの権利」の基本も命の権利であり、ブックスタートやこんにちは赤ちゃん事業、保健所の講座等を、「子どもの権利」を意識して行うことは、事業として入れて良いと思います。

事務局 子ども若者課では、新規登録のファミリーサポートセンターの援助会員への出前講座を行っています。

今後の取り組みとして、家庭教育学習のリーダーの方々への支援、保健所のパパママ学級での子どもの権利の周知を行っていきたいと考えています。

また、母子手帳に豊島区の子どもの権利条例を載せる検討を進めていますが、予算の問題等もあり難しく、今年初めて子育て情報ハンドブックに掲載して、保護者の方々に子どもの権利を周知しています。

会 長 5年間の計画ですので、ある程度考えていることは掲載して良いと思っています。

乳幼児期からの、保護者の支援も兼ねた形での取り組みの中に、「子どもの権利」を位置づけることは、極めて重要だと思います。

現在実施している取り組みを、さらに発展させるという意味で、乳幼児期の広報、啓発をもう少し事業に入れても良いと思いました。

委員

目標V「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」のところで、不登校やひきこもりの子どもなど、学校に行っていない子どもの話が出ているので、「背景」に「教育機会確保法」の法律の制定を入れると良いと思いました。

その法律に基づいて、学校の中の取り組み、学校と民間の連携を通した取り組み、または民間で運営されている学び場への支援を視野に入れた構想等も入れたほうが良いのではないかと考えました。

会長

学校復帰に限らず、フリースクール、フリースペース等の連携も含め、豊島区も取り組んでいると思います。事業として展開しているものがあれば、入れたほうが良い。この目標Vの「方向性」にも、そのような趣旨を入れると良いと思います。

事務局

現在、ジャンプで無料学習支援活動を行っていただき、区だけではできないところを地域やNPO、無料学習支援の方に力になっていただいています。民間で実施している事業を、区の計画事業という形で位置づけることに迷いがあり、この計画事業の中には入れておりませんでした。

今後、計画事業に入れるか、「方向性」に「無料学習支援等の連携を深めています」、「現在も行っていきます」「発展させます」等の言葉を入れるかについては、考えていきたいと思っています。

委員

目標I(3)「子どもの居場所・活動の充実」の「具体的な取組」①「子どもの居場所の整備」に、「区民ひろば」がありません。区民ひろばは全ての小学校区域にあり、多くの子どもたちが遊びに来ます。子どもの居場所として周知し、健全に区民ひろばを使っていくことが重要ではないかと思っています。

もう1点、②「屋外遊び場の充実」で、「公園・児童遊園新設改良事業」があるが、屋外の遊びについては、ボール遊びができなければ、子どもの遊び場として成り立たないので、あわせて要望させていただきます。

事務局

区民ひろばについては、セーフコミュニティの拠点でもあるので、こちらは何らかの方法で入れていきたいと思いました。

公園については、議会で遊具などを置くときには子どもの意見も取り入れるべきではないかというご指摘を受けました。この言葉では、固い印象になるので、子ども目線の表現に変えて、何ができるか検討したいと思っています。

会長

計画全体で、「子どもの意見表明・参加」は重要な原則になっているので、子どもの意見も聞いて、ニーズも踏まえなが進めていくことが重要です。

委員 第5章『施策の推進』3「地域ネットワークの構築・関係機関との連携強化」のイメージ図ですが、大学と企業が円の外に出ているのは、何か意図がありますか。

事務局 特段の意図はなく、まだ検討中の段階なので、誤解のないように作り直したいと思います。

会長 学校をクローズアップし過ぎているので、作り直していただければと思いました。  
次に、第5章「計画の推進体制・進行管理」について、「青少年問題協議会」「子ども・子育て会議」「子どもの権利委員会」は推進体制というだけでなく、連携して、その計画がどう実施されているかを見ていかなければならないので、推進体制と、その計画がどこまで実施できているかというところを分けて記述し、連携が図に表れるようにすると良いと思います。

「子どもの施策調整会議」、「地域ネットワーク・関係機関の強化」は推進体制の柱ですが、「子ども・若者の意見の反映」は、推進体制だけでなく、実際にどう計画が実施されているかを見ていく、両方の側面があると思います。

このチェックは重要で、この委員会では、数値目標にとどまらず、現場において状況がどう変わったかということを重視しているので、そのような趣旨がわかると思います。

事務局 「計画の推進体制」の図ですが、「子どもの権利委員会」は、子どもの権利の観点から施策全般を検証した上で提言するという位置づけになっております。その上で、「青少年問題協議会」と連携していきたいと考えていますが、表現は検討中です。

会長 「子どもの権利委員会」や条例では、「進行管理」ではなく、「検証」という言葉を使っています。単なる進行管理ではないやり方に挑戦していこうと制定されており、前例がないので、この委員会でさらに検討していかなければならない。そのようなことを踏まえながら、表現を考えていただければと思います。

委員 目標V(1)「状況に応じた支援」の「具体的な取組」②「社会的養育の推進」の重点事業として、「社会的養育基盤整備事業」が挙げられていますが、豊島区の里親プロジェクトにおいて、里親の方は、里子の相談を外部の方にできていない実情があります。

里親の子育て支援という意味で、ここで事業として位置づけるのか、目標IIの子育て支援のところで、里親さんが適切に子育て支援を受けられるよう、また、身近な人にも里子であることを話せるような社会体制を作ることも必要ではないかと思ったので、可能であればIIで検討していただきたいと思いました。

会長 重要な指摘だと思いますので、どこかに入りたいと思います。

委員 先ほど話に出たように、地域の中での意見表明として、子どもの意見を取り入れて公園をつくること等があり、区として支援していくということだと思うので、第5章『計画の推進』2「子ども・若者の意見の反映」にも「子ども会議」を活用するとありますが、子どもたちに、学校のことだけではなく、地域のことでも声を上げて、大人たちと考えていくことができるということを、伝えていかなければならないと思いました。

会長 第5章『計画の推進』2「子ども・若者の意見の反映」のところは、非常に簡潔なので、もう少し具体的に書いても良いのではないかという意見だったと思います。

委員 目標Ⅰ(2)「子どもの意見表明・参加の促進」の重点事業としても「子ども会議」がありますが、どう進めようとしているかイメージしにくくなっています。「職員などに発表し区政に反映する」となっていますが、この「計画の推進体制」の図の中で、どこに位置づけようとしているのかがわかりにくいです。

会長 そのことを踏まえて、もう一度練り直していきたいと思います。

委員 子どもの権利擁護委員の担当課が、権利擁護センターは子ども若者課で、相談事業は子育て支援課で分かれているのは、意図がありますか。

事務局 現在、子どもの権利擁護委員は、子育て支援課で所管しておりますが、今後、子どもの権利条例を所管している子ども若者課で、子どもの権利擁護センターの設置に向けて取り組んでいきたいと思っております。権利擁護委員の相談事業については、子どもの権利擁護センターの設置とともに、子ども若者課に移管するか、検討中です。

会長 それでは、議題2に移りたいと思います。  
子ども若者総合計画に関する子どもの意見の聴取について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料2、3 説明】

会長 何かご意見はございますか。

会長 子どもの権利の普及や子どもの居場所、子どもの参加は載っていますが、SOS、相談・救済の項目もあると良いと思います。

事務局 相談・救済の項目についても追加したいと思います。

委員 これは、一方的に説明をして進めるのですか。

事務局 こども大学では、最初に計画の大まかな説明をした上で、班分けをして、班ごとにテーマを絞って意見を聞こうと考えています。

委員 この資料は、小学生、中学生、高校生が読むものですか。

事務局 これは小学生用です。

委員 当日その場で全て読むのは、分量が多くて難しいのではないかと思います。

委員 中学生でも少し難しい内容であると思いました。

会長 内容の難しさはありますが、あとは説明の仕方の問題であるかなと感じました。

委員 やはり子どもたちには少し内容が難しいという感想を持ちました。  
権利の種類はこのようなのがあって、それをさらに伝えるにはどうすればいいか、安心な居場所というのを、どのような場所にするといいか、みんなで話し合うにはどうすればいいかを簡潔にまとめたほうが子どもには伝わると思います。

会長 例えば最後の「『としま子ども会議』を開催します」のところは、全部枠で囲んでいますが、「『としま子ども会議』を開催します」のみを強調し、文章は後で読んでも良いように、レイアウト上の工夫をすると良いと思います。

委員 女の子ピンク、男の子ブルーという、すり込まれた女らしさ、男らしさが、イラストに出ているので、極力避けていただきたいと思います。

会長 いただいたご意見をもとに、子どもへの計画説明資料を修正していただきたいと思っています。

それでは、本日は終了とします。ありがとうございました。

|          |   |
|----------|---|
| 提出された資料等 | 資料1 「(仮称)豊島区子ども・若者総合計画」検討資料(第3章、第5章)<br>資料2 「(仮称)豊島区子ども・若者総合計画」に関する子どもの意見聴取の概要<br>資料3 「(仮称)豊島区子ども・若者総合計画」説明資料(豊島こども大学用)会議録(案) 第11回子どもの権利委員会(令和元年9月6日) |
|----------|---|